科研費

科学研究費助成事業研究成果報告書

令和 2 年 6 月 2 9 日現在

機関番号: 10104 研究種目: 若手研究 研究期間: 2018~2019

課題番号: 18K12622

研究課題名(和文)責任類型に応じた減責制度の展開ー国家賠償責任の場合

研究課題名(英文)Legal cause of defense in cases of administrative liability

研究代表者

竹村 壮太郎 (Sotaro, Takemura)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号:00711912

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 300,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、国家賠償責任における減責制度の運用方法を模索するものである。日本法においては、しばしば民事責任法と同様の減責法理が用いられるているようにうかがわれる。しかしながら、責任制度が異なる以上、国家賠償法独自の視点から減責の問題を取り扱う必要がある。この点、フランス法においては民事責任におけるそれとやや異なった減責制度の運用がなされており、それは、制裁機能が依然として有用でありうる行政責任の特性との関係で理解することも可能である。日本法においても、国家賠償責任の目的や機能に鑑みた、減責制度の運用が模索されるべきであろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義 これまでの日本法においては、国家賠償責任が問われる場面でも、しばしば民法上の責任と同様の理由による減 責が認められてきた。しかしながら、日本法に多大な影響をフランス法の状況に鑑みれば、減責制度の運用も、 国家賠償法の目的や機能に立ち返った検討が求められるように思われる。この点を改めて明るみに出したこと が、本研究の1つの成果である。

研究成果の概要(英文): The main subject of this research is to investigate what's a legal cause of defense in cases of administrative liability actions. Under japanese administrative law, various causes of defenses that is common to the civil law system are admitted. But, as the liability system is different, it is necessary to consider the issue of defenses to liability from unique perspective of administrative liability system.

In this respect, French law operate a somewhat different system of defenses to liability from

that of civil law. This point can be understanded by the peculiarities of administrative liability system: it is paid for public fund, therefor, the function that maintain discipline is emphasized. The same thing can be mentioned about japanese law of administrative liability.

研究分野: 不法行為法

キーワード: 国家賠償法 民事責任 不法行為法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1.研究開始当初の背景

日本法においては、かねてから、不法行為に基づく損害賠償責任を減ずる制度、すなわち減責制度の運用のあり方が議論されてきた。一般法である民法においては、条文上民法722条2項の過失相殺しか規定は存在せず、条文の上では、被害者の過失のみが減責原因とされるかのようである。ただ、実務上はそれに限らず、自然力や被害者の既往症などの素因を理由に減責を認めるものも少なくない。このことは、しばしば「損害の公平な分担」などとして説明される。

ところで、こうした減責制度の拡張というべき事態は、民法上の責任が問われた場合に限らず 見られるようになっている。もともと減責制度の拡張は自動車事故をめぐる例で発展してきた ものといえるが、現在まで、医療事故、労働事故や近年問題となった原子力事故などについても 妥当するものとされている。そして、国家賠償法上の責任を問われる場面でも、やはり同じよう にその拡張が認められることがある。その理由も、やはり損害の公平な分担という理念が、そう した事故類型、責任類型にあっても妥当するものと解されているからであろう。

しかしながら、減責制度の拡張が、もともとは自動車事故にかかる損害賠償責任の過酷さを緩和するために提唱されたものであるとするならば、それ以外の事故や責任類型に同じ法理が直ちに妥当するものとは言えない。減責とは責任を減らす以上、問題となる責任制度の趣旨に照らして、いかなる減責が何故に認められるかを考究する必要がある。

2.研究の目的

以上の問題状況を背景に、本研究では、責任類型の一つとして国家賠償法上の責任を取り上げ、その責任制度における減責制度の運用をめぐる展望の素描を目指したものである。より具体的には、フランス法の動向を参照し、国家賠償法に見合った減責制度とはいかなるものであるのかを探ることを課題とする。

ここでフランス法を参照した理由は、以下の通りである。日本法でいう国家賠償責任にあたる フランス法における行政責任は、いわゆる判例法によって形成されてきたものである(日本にお いても、古崎慶長『国家賠償法』(有斐閣、1971)32 頁以下、などで知られているとおりである)。 したがって、そこで認められる減責原因についても法文上は明記されていないところであるが、 これまでのところでは、被害者のフォート(おおよそ日本法でいう被害者の過失にあたる)があ る場合に減責が認められるほか、天災などの不可抗力、さらには第三者の行為による減責が認め られる例もある。ここで注目すべきは、この減責制度の運用の仕方は、民法典上の契約外責任(不 法行為責任)におけるそれとは、異なっているという点である。民法典上の議論では、かつてこ そ自然力や第三者の行為による減責が認められた例があったが、現在では被害者のフォートに よる減責しか認められていない。では、その違いは何に由来するか。最近のフランス法において はその点を踏まえて減責制度を整理する研究もあり(例えば、0.Sabard, La cause étrangère dans 1esdroits privé etpublicde1a responsabilité extracontractue/le.th.Tours.LGDJ,2008) その議論の動向を探ることで、民事責任とは異なる、 行政責任独自の減責制度の機能、運用方法を見いだすことが可能になるものと考えられるので

ある。このことは、国家賠償法においても民法とほぼ同様の減責制度の運用を進める日本法においても、新たな視座を提供することになりうるものといえよう。

3.研究の方法

本研究は、今後の本格的な研究の入り口に立とうというものであり、その内容も主にフランス 法の動向を分析することである。フランス行政責任法自体がいかなる責任であると捉えられて いるかを一瞥し、減責制度の現状、それにかかる分析を進めた議論を参照した。

4. 研究成果

(1)既述のとおり、フランス行政責任においては、以下のように、自然力などの不可抗力、被害者のフォート、第三者の行為による減責が認められている。

一般的に、不可抗力(force majeure)は、不予見性、不可抗性、そして当該原因が責任主体 にとって外的であるという外部性が備わる場合に認められる(例えば、)。この点で民事責任の場 合と大きく異なる点はないものとも言えるが、大きな違いがあるのは、その効果についてである。 すなわち、不可抗力が認められる場合には、それが唯一の原因である場合には責任は全部免責と なるが、原因の一つであるとされる場合には減責となるのである。例えば異常な豪雨などの天災 によって被害が出ている場合でも、下水施設の不備などによってその被害が拡大した場合には、 不可抗力が認められるとしても、減責となる(G. Dérozier, <<Le juge administratif et la force majeure : vers une disparition de l'imprévisibilité>>, LPA 1996, n°84,p.20. ; I. Doumbia, «Les causes exonératoires de responsabilité de l'administration dans la jurisprudence du Conseil d'Etat>>, RRJ, 2003-1, p.357 et 358)。こうした減責が認められて いる理由について、行政責任における不可抗性の評価が必ずしも結果の不可抗性を含んでいな いという理論的な理由を挙げる見解(O.Sabard,*op.cit*,nº108 et 140)もあるが、より実質的な 理由を探求するのであれば、二つの見方が可能であるように思われる。一つは、まさに被害者の 保護という視点からである。行政責任においては、不予見性が厳格に捉えられていることから、 不可抗力が認められる例はほとんどない (Ph.Lohéac-Derboulle et Ch.Quézel-Ambrunaz, << La étrangère totalement exonératoire>>,in N.Albert-Moretti,F.Leduc O.Sabard(dir.), Droits privé et public de la responsabilité extracontractuelle, Étude comparée,LexisNexis,p.147.)。その中で例外的に不可抗力を認めつつ、しかし全免を認めない という点では、より被害者の救済を手厚くしているものと受け止めることもできる (M.Deguergue, Jurisprudence et doctrine dans l'élaboration du droit de la responsabilité administrative, th. Paris , LGDJ, 1994, p. 450)。他方では、厳しくなる行政責 任の調整という視点からである。著名なラモリシェール号事件判決に見られたように、民事責任 において自然力による減責が認められていたのは、次第に重くなる民事責任の負担の調整とし て説明されることがある。これと同様に、被害者の保護を図りつつ、因果関係を厳密に評価して 損害を拡大させた分にのみ責任を限定することで、行政側の損害賠償の負担を軽減するという

わけである。

民事責任と同様、行政責任においても、被害者のフォートによる減責が認められている。た だし、行政責任にあっては、被害者のフォートを認めるために、被害者の主観的な要素を要求し ているものとされる。民事責任においては、立法により加害者のフォートが客観的に捉えられる ようになり、精神障害や低年齢の子であってもフォート責任を負うことと並行して、そうした者 が被害者となった場合でも、そのフォートを理由とした減責が認められる。ところが行政責任に おいては、基本的には低年齢の子の被害者のフォートは認められていないというのである。行政 責任にあっても公務員の精神状態は行政のフォートには関係しないなどともされていることか らすれば (例えば、M.-L.Gély、<<Le fait personnel>>、in N.Albert-Moretti, F.Leduc et O.Sabard(dir.), Droits privé et public de la responsabilité extracontractuelle, Étude comparée,LexisNexis,2017,p.14)、このことは一見して被害者の保護に資するようではあろう。 しかしながら、実際には低年齢の子のフォートによる減責を認めた例も皆無ではなく、また子自 身のフォートを認めなくとも、その親のフォートによる減責を認める例も少なくない。さらには、 いわゆるリスクの引き受けや、必ずしもフォートがあるとは言えない被害者の行為を減責原因 とする例があることからすれば (例えば、 I. Doumbia, art. préc., p. 354et s.) 実のところは被 害者のフォートによる減責は幅広く認められているものとも捉えることができる。そしてその 理由は、おおよそは認められやすくなっていく行政責任の負担を軽減するためであるとか、被害 者に賠償を求める権利がないことといった点から説明されており(例えば、 H.Belrhali, Responsabilité administrative, LGDJ, 2017, n°529 et s) 次第に厳格化する行政 責任とのバランスの調整が試みられているものと捉えることができよう(もっとも、近年では被 害者のフォートも認められにくい傾向があるものとも指摘される。この点については、 H.Belrhali, op. cit., n°534.)

行政責任において特徴的であるのは、第三者の行為による減責についてである。周知のように民事責任にあっては、かつてはそれを認めた例があったものの、現在では認められることはない。ところが、行政責任においては、少なくともフォートに基づく責任が問われる場面にあっては、原則としてその減責が認められている。それというのは公費の負担の軽減のためであり、第三者が引き起こした分についてまで行政を保証人にするわけにはいかないからである(P. Serrand, $Droit\ administratif\ ,tome2$, $Les\ obligations\ administratif\ ,PUF\ ,2019\ ,n°126\)$ 、確かに、被害者の保護が強調されるフォートのない責任が問われる場面では、基本的にはかかる減責は認められていない。ただ、求償が難しい場面では認められるものともされ(H. Bel rhail , op.cit . n°528 . しかしこの点については、厳格な責任の趣旨を取り違えているという指摘もある。P. - L. Fraire et J. Petit , $Droit\ administratif\ ,LGDJ\ ,12°ed . ,2019\ ,n°1078\)$ このことからは、行政責任による損害賠償が公費によって賄われているという特殊性が反映されているものといえる

(2)以上の行政責任における減責制度の運用方法を、民事責任におけるそれと対比してみるな

らば、行政責任制度自体の特質、そしてその変化との関係で捉えることも可能であるように思われる。

行政責任は、基本的にはフォートに基づく責任とされる。そして、行政側による損害賠償は公費で負担されるという特徴があり、この点で私人間での損害分配である民事責任よりも、行政責任の制裁機能、行動の改善機能が重要になりうるものと思われる(行政責任の機能として、制裁的機能や教育的な機能がありうることについては、H.Belrhali, op.cit., n°52et s.などを参照)。ところが次第に被害者の救済機能も強調されるようになり、フォートのない責任も認められ、行政責任が厳しく問われるようになると、これらの機能も弱まり、その分公費の負担も重くなる。そこで各機能のバランスを取る必要が生じ、被害者のフォートによる減責、第三者の行為による減責を認めることも有用になりうるのである。不可抗力の減責もまた、両機能のバランスを図るという点で説明することが可能ではないか。

このことは、ちょうど 1950 から 70 年代の民事責任の動向と似ている。すなわち、民事責任にあっては、被害者の救済が強調されるようになり、それと伝統的なフォート責任とのバランスを調整するため、幅広い減責制度の運用がなされていた。しかしながら、その民事責任では、特に問題とされた自動車事故について特別法が制定されたことで、減責制度を拡張する理由がなくなり、現在では幅広い運用はなされていない。この点、行政責任は基本的には判例によって形成されており、フォート責任もそうでない責任も、制度上は分化しきれてはいない。したがって、行責任では、まだ減責制度を幅広く運用する素地は、まだ残されたままとなっているものと考えることもできよう。

もっとも、第三者の行為による減責は、フォートない責任が問われる場面ではほとんど認められていないことからすると、次第に行政責任制度も分化しつつあるものと評価することも可能であろう。特に、フォートのない責任分野で子の親のフォートによる減責やリスクの引き受けによる減責の運用がどのようになされていくか、今後の動向を注視する必要がある。

以上

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

「粧誌調文」 計1件(つら直読的調文 0件/つら国際共者 0件/つらオープングラス 1件)	
1.著者名	4 . 巻
竹村壮太郎	69巻4号
2.論文標題	5.発行年
山岳遭難救助隊の救助行為の過誤による国家賠償責任が認められ、さらに7割の過失相殺も認められた事	2019年
例	
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
商学討究	111-128
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6.研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考